

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

鳥取県知事 片 山 善 博

目 次

- ◇ 告 示 土地改良事業の認可（農村整備課）
県営土地改良事業計画の変更（ク）
土地区画整理事業の終了の認可（都市計画課）
都市計画事業の事業計画の変更の認可（下水道課）
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正（会計課）
- ◇ 選管告示 鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数
- ◇ 監査公告 監査結果を参考として知事が講じた措置の公表

告 示

鳥取県告示第七百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、江府町が行う土地改良事業（単県土地改良事業助沢地区区画整理）を平成十一年十二月七日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定より告示する。

平成十一年十二月十四日

鳥取県告示第七百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営ほ場整備事業美用地区農業用排水、区画整理、農道整備及び暗きよ排水）に係る土地改良事業計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成十一年十二月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
平成十一年十二月十五日から二十二日間
- 三 縦覧に供する場所
江府町役場
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る土地改良事業変更計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百六十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第十三条第一項の規定に基づき、鳥取新都市土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十二月十四日

一 施行者の住所及び名称

東京都千代田区霞ヶ関三丁目八一

地域振興整備公団

二 事業施行期間

全体期間

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成元年十二月三十日まで

第二一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

第二二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年三月三十一日まで

第三一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成三年八月三十一日まで

第三二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成四年三月三十一日まで

第四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成五年三月三十一日まで

第五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成五年三月三十一日まで

第六工区

昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第七工区

昭和六十三年十月二十八日から平成二年十月二十日まで

第八工区

昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで
第九工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第十工区

昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第十一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第十二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第十三工区

昭和六十三年十月二十八日から平成六年三月三十一日まで

第十四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第十五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第十六工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年三月三十一日まで

第十七工区

昭和六十三年十月二十八日から平成七年十二月三十一日まで

第十八工区

昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで

第十九工区

昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで

第二十工区

昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで

第二十一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで

第二十二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで

第二十三工区

昭和六十三年十月二十八日から平成九年十二月三十一日まで

第二十四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成八年三月三十一日まで

第二十五工区

昭和六十三年十月二十八日から平成九年三月三十一日まで

第二十六工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第二十七工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年九月三十日まで

第二十八工区

昭和六十三年十月二十八日から平成九年十二月三十一日まで

第二十九工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十一工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

第三十二工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

第三十三工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十年五月三十一日まで

第三十四工区

昭和六十三年十月二十八日から平成十一年三月三十一日まで

三 施行地区及び工区

全体区域

鳥取市若葉台南一丁目、若葉台南二丁目、若葉台南三丁目、若葉台南四丁目、若葉台南五丁目、若葉台南六丁目、若葉台北一丁目、若葉台北二丁目、若葉台北三丁目、若葉台北四丁目、若葉台北五丁目及び若葉台北六丁目の全部並びに若葉台南七丁目の一部

第一工区

鳥取市若葉台南一丁目及び若葉台南六丁目の各一部

第二一工区

鳥取市若葉台南六丁目の一部

第二二工区

鳥取市若葉台南六丁目の一部

第三一工区

鳥取市若葉台南六丁目の一部

第三二工区

鳥取市若葉台南六丁目の一部

第四工区

鳥取市若葉台北六丁目の一部

第五工区

鳥取市若葉台南二丁目の一部

第六工区

鳥取市若葉台南二丁目の一部

第七工区

鳥取市若葉台南七丁目の一部

第八工区

鳥取市若葉台南五丁目の一部

第九工区

鳥取市若葉台南二丁目の一部

- 第十工区
鳥取市若葉台南五丁目の一部
- 第十一工区
鳥取市若葉台南五丁目の一部
- 第十二工区
鳥取市若葉台南五丁目の一部
- 第十三工区
鳥取市若葉台南三丁目の一部
- 第十四工区
鳥取市若葉台南三丁目の一部
- 第十五工区
鳥取市若葉台南三丁目の一部
- 第十六工区
鳥取市若葉台南四丁目の全部
- 第十七工区
鳥取市若葉台南三丁目の一部
- 第十八工区
鳥取市若葉台北四丁目の一部
- 第十九工区
鳥取市若葉台南三丁目及び若葉台北四丁目の各一部
- 第二十工区
鳥取市若葉台北四丁目の一部
- 第二十一工区
鳥取市若葉台北四丁目の一部
- 第二十二工区
鳥取市若葉台北四丁目の一部
- 第二十三工区

- 鳥取市若葉台北三丁目の一部
 - 第二十四工区
鳥取市若葉台南一丁目の一部
 - 第二十五工区
鳥取市若葉台北六丁目の一部
 - 第二十六工区
鳥取市若葉台北六丁目の一部
 - 第二十七工区
鳥取市若葉台北五丁目の全部
 - 第二十八工区
鳥取市若葉台北三丁目の一部
 - 第二十九工区
鳥取市若葉台北三丁目の一部
 - 第三十工区
鳥取市若葉台北三丁目の一部
 - 第三十一工区
鳥取市若葉台北二丁目の一部
 - 第三十二工区
鳥取市若葉台北二丁目の一部
 - 第三十三工区
鳥取市若葉台北二丁目の一部
 - 第四工区
鳥取市若葉台北一丁目の全部及び若葉台北六丁目の一部
- 四 施行認可の年月日
昭和六十三年十月二十八日
- 五 終了の認可の年月日
平成十一年十二月十日

鳥取県告示第七百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成十一年十二月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

一 施行者の名称
岩美町

二 都市計画事業の種類及び名称
岩美都市計画下水道事業 岩美町公共下水道

三 事業施行期間

平成三年二月二十二日から平成十八年三月三十一日まで
（変更前 平成三年二月二十二日から平成十三年三月三十一日まで）

四 事業地

1 収用の部分

追加する部分 岩美郡岩美町大字大谷字石橋、字大坪、字蔵の後、字下高輪手及び字柳ヶ坪並びに大字岩本字田江、字天繩、字中繩手及び字東町田

変更する部分 岩美郡岩美町大字大谷字高輪手、字中町田、字西前田、字日比野山、字日比野前、字一本松及び字西町田並びに大字岩本字茶屋ノ前

2 使用の部分
なし

鳥取県告示第七百六十六号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金

融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）の一部を次のように改正する。

平成十一年十二月十四日

鳥取県知事 片 山 善 博

第三号の表鳥取西部農業協同組合の項中「阿賀支所」を「西伯町支所」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百二号

平成十一年十二月五日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、千八百四十であるので、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第九十九条第二項の規定により告示する。

平成十一年十二月十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

監査委員公告

鳥取県監査委員会公告第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、鳥取県知事から平成9年度に係る監査結果（平成10年12月鳥取県監査委員会公告第1号）を参考として措

置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

平成11年12月14日

鳥取県	監査委員	秋	田	直	武
	同	船	越	英	男
	同	奥	田	保	明
	同	松	田	一	三

中部健康福祉センター

1 監査結果

母子寡婦福祉資金貸付金の償還金については、多額の未収金が生じており、その額も前年度に比べて増加しているため、回収に一層の努力をされたい。

2 講じた措置

分任出納員を増員し、滞納者に対して、電話又は家庭訪問による督促及び償還指導を行った。

また、償還金納付及び口座振込促進チラシの作成と送付並びに償還業務の適正な実施を図るための母子寡婦福祉資金償還会議の設置等の措置を行い、未収金の回収に努めた。